

道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務
企画提案指示書

1 委託する業務名

道産食品輸出企業海外進出促進事業委託業務

2 業務の目的

道産食品輸出額目標水準 1,500 億円の達成に向けた「北海道食の輸出拡大戦略<第Ⅱ期>」に定める基本戦略に則り、輸出に取り組む人材の育成と海外販路の拡大を図るため、道産食品の海外市場での販売に意欲的な道内企業を支援する企画の提案を民間から公募し、優れた提案をした者にその事業の実施を委託する。

3 委託業務の内容

委託する業務の内容は、次のとおりとする。

なお、本事業には KPI（香港及び台湾での現地商談会による成約輸出額：年 55,000 千円、現地商談会参加企業数：20 社）が設定されているので、業務実施計画の検討にあたってはその達成を考慮すること。

(1) 輸出人材を育成するためのセミナー等の研修の企画と実施

海外市場の動向や貿易事務に関する専門知識など、道内企業が輸出に取り組むために必要となる知識や技能を習得するためのセミナー等の研修を企画し、実施する。

この研修の内容としては、以下を想定する。

・セミナー等の研修は年間に事業報告会を含めて 9 回以上の開催計画とする。

・開催計画には、以下をすべて含むこと。

① これから輸出に取り組む事業者の啓発を目的とするセミナー

（道内複数地域での開催を想定。）

② 道内事業者が輸出に関する知識や技能を段階的に習得することを目指すセミナー

（札幌市内での開催を想定。）

③ 商談の実践研修（国内の展示会または商談会などの場において、事業者が海外バイヤーとの商談を実際に経験できる研修。開催地は道内外を問わない。）

④ 事業を総括し、輸出取組事例を紹介する事業報告会

(2) 商談会の実施

香港・台湾の両地域において、現地バイヤーとの商談会を各 1 回以上実施する。

この商談会の提案にあたっては、国際情勢によるリスクを考慮し、提案内容が不可抗力により開催できなかった場合の代案又は善後策を含めること。（なお、この代案については香港及び台湾で実施可能な案を想定しているが、事業の全体を通して KPI の達成が考慮されている限りは実施場所を問わない。）

(3) アドバイザーの配置

輸出に関する専門知識を有するアドバイザーを国内に配置し、上記の研修や商談会の参加者を始めとする道内事業者に対して、輸出相談、海外向けの販促資料の作り込み、商談補助、輸出手続に関する支援などを行う。

(4) バイヤー招聘企画の実施

対象地域の有力バイヤーを道内に招聘し、生産現場の視察及び個別商談の場を設定する。

(5) 事業報告会の実施

道内において、道内食関連企業等を対象として、本事業の成果や道産食品の輸出のノウハウを提供する事業報告会を実施する。

(6) 進捗状況等の報告

定期的に（月 1 回程度）事業の進捗状況等について報告する。

(7) 報告書の作成

上記（1）から（6）の実施結果について、以下の項目を含む報告書を作成する。

- ・当該事業による各地域別の輸出実績及び現状と課題
- ・アドバイザーの活動状況（支援内容、支援による商談成立状況及び成立金額を含む）
- ・事業として実施した個別の催事に関する実施報告（実施日時、会場、当日の実施内容、参加企業名。商談を目的とした催事の場合には、各企業の商談成立状況及び成約金額、参加バイヤーの詳細情報等を含む）
- ・商談会参加企業への対応実績（アフターフォロー等）
- ・当該事業実施後の輸出に係る課題と対応策及び今後の展開方向

4 委託期間

契約締結日の日から令和3年（2021年）3月10日（水）までとする。

5 積算上限額

委託料 31,478千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

なお、本業務は国の令和2年度（2020年度）地方創生推進交付金事業の採択決定前、かつ令和2年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、国の採択の可否や議決結果によっては、業務の内容や積算上限額を変更する場合、又は事業を中止する場合がある。この場合には、道と提案者の双方の協議により提案内容を変更する場合、又は契約を行わない場合がある。

6 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

（1）業務遂行能力全般

- ・業務実施に必要なかつ十分な体制となっているか。
- ・業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。
- ・海外（特に香港・台湾地域）の食需要や輸出業務等に関して、十分な知見や実績を有しているか。

（2）企画提案内容

- ・輸出人材育成研修の実施計画および研修内容が、事業の目的に照らして効果的であると思われるか。
- ・アドバイザーの配置計画は適正であるか。
- ・商談会は効果的な内容となっているか。
- ・バイヤー招聘企画は効果的な内容であるか。

7 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

（1）複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

（2）コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

- ① 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- ④ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ⑤ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- ⑥ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税

⑦ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和 49 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

⑧ コンソーシアムの構成員が単体法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

8 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書、添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）
- (2) 様式 別添様式による。
- (3) 提出部数 1 部
- (4) 提出期限 令和 2 年（2020 年）3 月 24 日（火） 17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書、付属資料
- (2) 様式 企画提案書は、別添様式による。付属資料は A 4 サイズとし、任意様式とする。
- (3) 提出部数 企画提案書、付属資料とも 9 部
※ 1 部は、提案者名を記載したもの。残りの 8 部は提案者名を記載しないもの。
企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和 2 年（2020 年）4 月 17 日（金） 17 時（必着）
- (5) 提出場所 10 の（4）のとおり
- (6) 提出方法 持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）による。

10 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨
日本語、日本円
- (2) 無効となる提出書類
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
 - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
 - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (3) その他
 - ア 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
 - イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には提出者に無断で使用しない。
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を成果品が納品される日まで閲覧に供する場合がある。
 - ウ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
 - エ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。
 - オ 全ての提出書類は返却しない。
 - カ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (4) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先
〒060-8588
札幌市中央区北 3 条西 6 丁目（北海道庁本庁舎 9 階）
北海道経済部食関連産業室 輸出戦略グループ（担当：佐藤）
電話 011-231-4111（内線 26-828）
ファクシミリ 011-232-8860